

令和6年度市川保健所管内給食施設災害対策に関する調査について（報告）

千葉県市川保健所
地域保健課 栄養担当

1 調査について

昨今、台風等自然災害による大規模な被害が発生し、長期の停電や断水等により医療機関や社会福祉施設におけるライフラインの確保等について、課題が顕在化しているところです。

医療機関や社会福祉施設等の利用者は、食事について配慮を必要とする方も多く、各給食施設において災害時も利用者の栄養を確保するためには、平常時から利用者の特性に応じた災害時の対応方法を検討することが必要となっています。

そこで、市川保健所管内病院及び社会福祉施設等を対象として、災害対策状況を把握し、各給食施設の災害対策の充実につながるよう支援するため、「給食施設災害対策に関する調査」を令和6年5月に実施しました。調査に御協力いただき感謝申し上げます。

本報告では調査結果を踏まえて、給食施設において必要な備えについて共有いたしますので、日頃の整備に活用ください。

なお、今回の調査では、対象とした全施設からの回答を得られていないため、あくまでも回答のあった給食施設における状況であることを申し添えます。

2 調査対象施設

令和6年4月末日現在、市川保健所管内で（特定）給食施設開始届を提出している施設のうち、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、有料老人ホーム（計204施設）。

3 調査方法

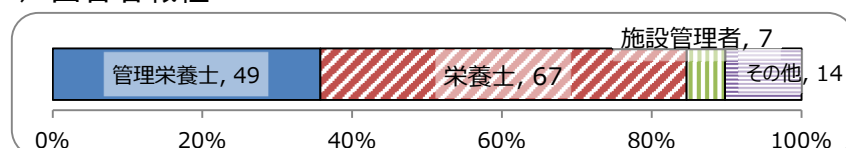
令和6年5月31日を期日として、「ちば電子申請サービス」により、調査様式をオンライン提出としました。オンライン提出ができない施設については、書面又はメールにより提出としました。

4 回答状況

（1）回答施設数及び回答率

施設種別	回答施設数	対象施設数	回答率
病院	12	16	75.0%
介護老人保健施設	10	10	100.0%
介護医療院	0	1	0%
老人福祉施設	16	26	61.5%
児童福祉施設	93	134	69.4%
社会福祉施設	1	4	25.0%
有料老人ホーム	5	13	38.5%
計	137	204	67.2%

（2）回答者職種



（その他の内訳）
保育士、児童指導員、
事務職、
計画作成担当者等

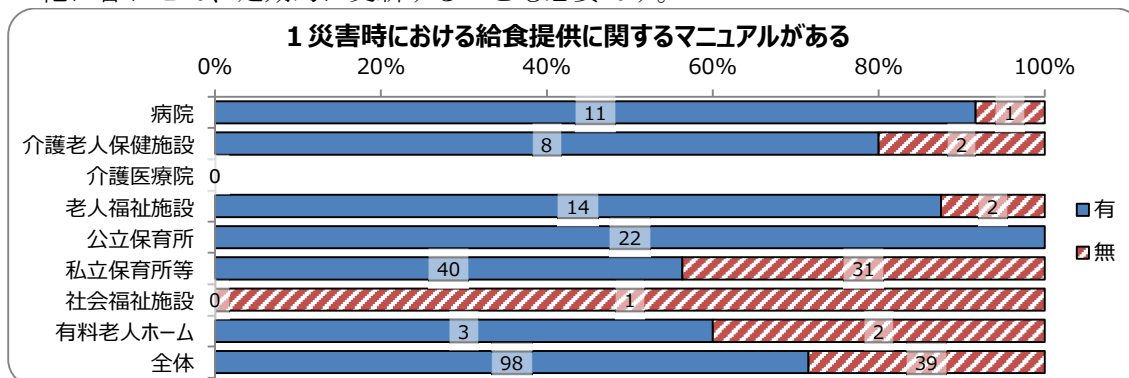
5 集計結果

(1) 災害時における給食提供に関するマニュアルがある。

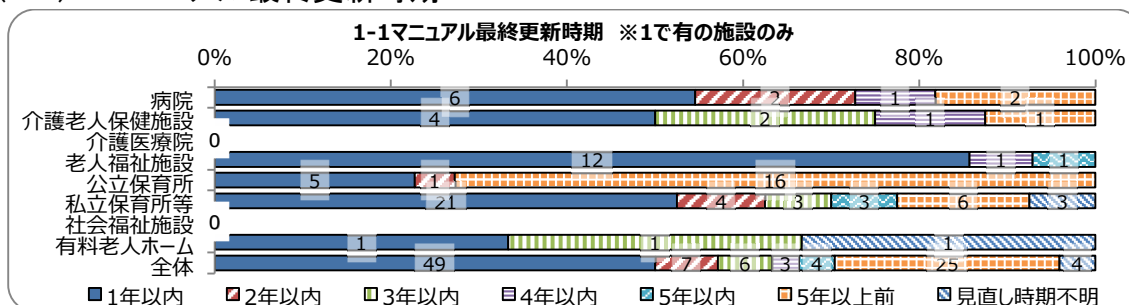
マニュアルは、全体の71.5%の施設で作成されていました。

災害時には、ふだん給食業務に従事している職員が対応できるとは限りません。施設内の誰もが対応できるように、あらかじめ内容を整備しておくとともに、施設内や外部の協力機関等と、その内容を共有しておくことが重要です。

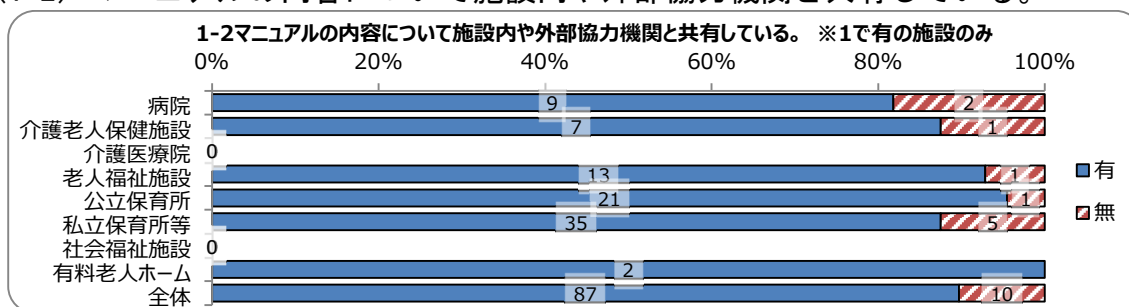
また、施設の運営状況・組織体制や、利用者の状況、災害時連絡先等、施設内外の変化に合わせて、定期的に更新することも必要です。



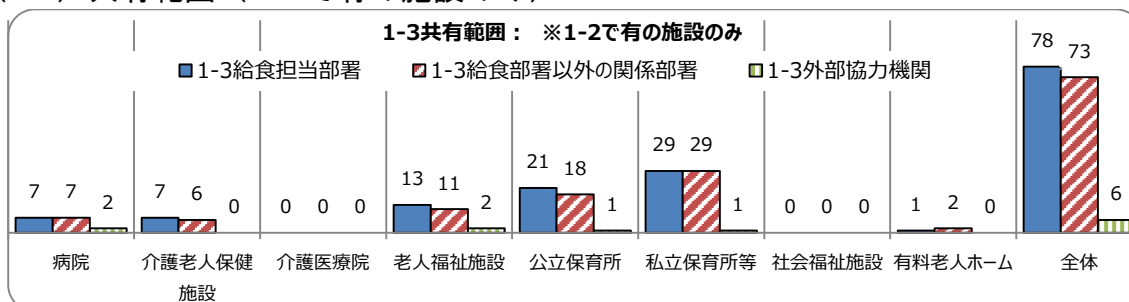
(1-1) マニュアル最終更新時期



(1-2) マニュアルの内容について施設内や外部協力機関と共有している。



(1-3) 共有範囲 (1-2 で有の施設のみ)



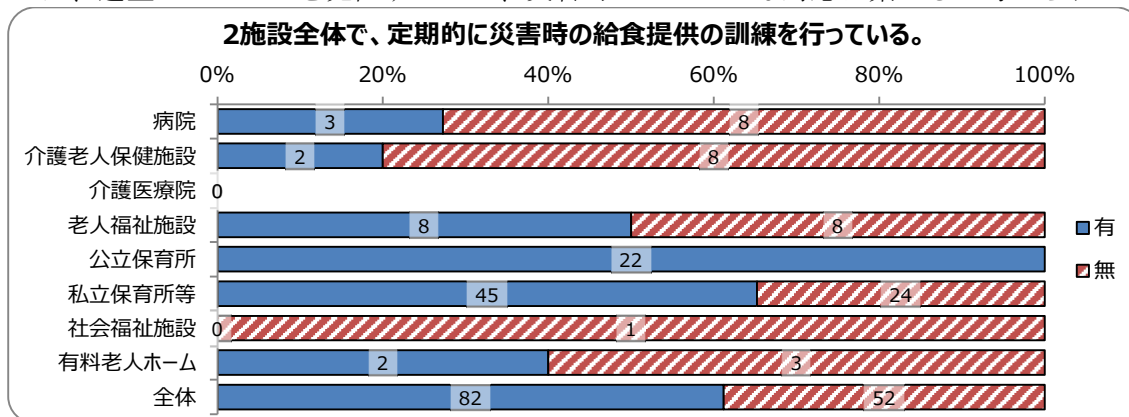
(2) 施設全体で、定期的に災害時の給食提供の訓練を行っている。

施設全体で定期的に災害時の給食提供の訓練を行っているのは、全体で 61.2%でした。保育所での実施割合が高い状態でした。

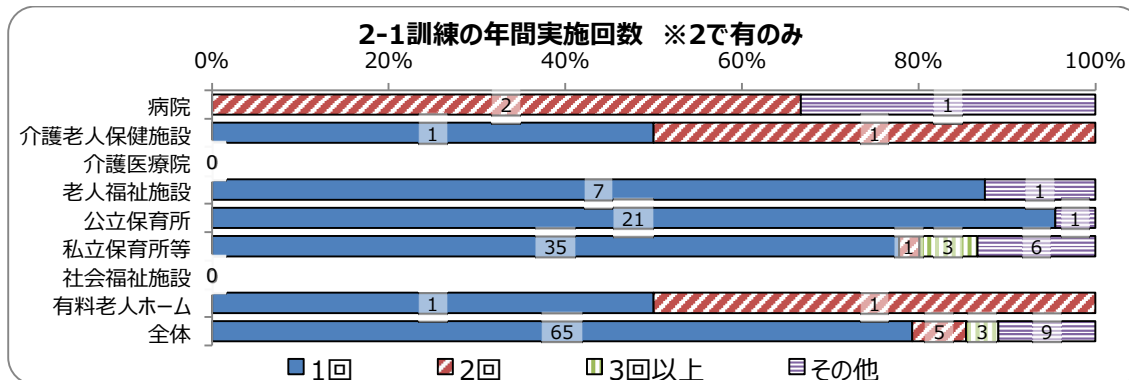
訓練の実施回数は、年に 1 回という施設が、訓練を行っている施設のうち 79.3%でした。

マニュアルに記載された内容や、用意している備蓄の使用について、災害時の具体的な対応について確認するためにも訓練は重要です。

また、備蓄している食料などは、災害時に入所者・利用者が調理なしでも食べられるか、必要な栄養が確保できるかなどを訓練時に試すことも必要です。定期的な訓練を行なうことで、給食部門だけでなく、施設全体で災害時の対応について理解を深める機会にもなります。また、訓練時に改善が必要と認められた内容については、適宜マニュアルを見直すことで、災害時のスムーズな対応に繋がると考えられます。



(2-1) 訓練の実施回数



(3) 災害時も給食を提供するために必要な水及び食料の備蓄がある。

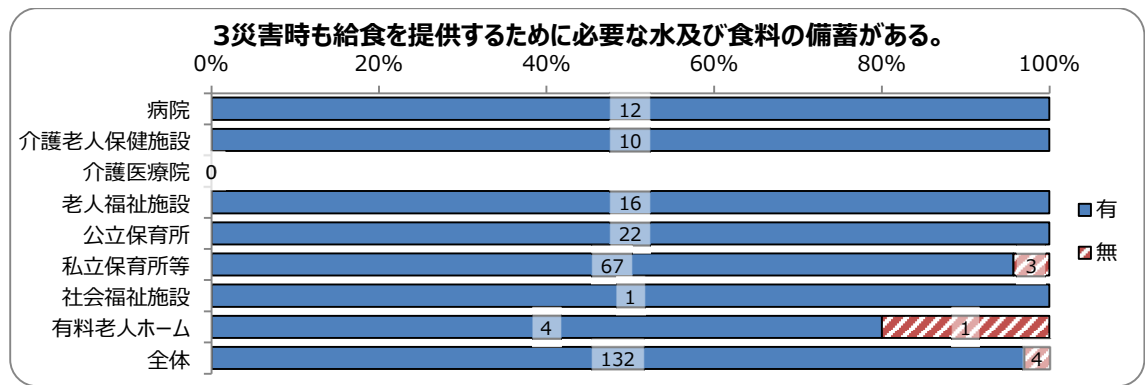
全体の 98.5%の施設が災害時も給食を提供するために必要な水及び食料の備蓄をしていました。

「千葉県社会福祉施設防災対策の手引（令和 3 年 2 月）」では、『食料などは最低 3 日分、水は飲料水（一人当たり 1 日 3 リットル以上）を備蓄』と記されています。

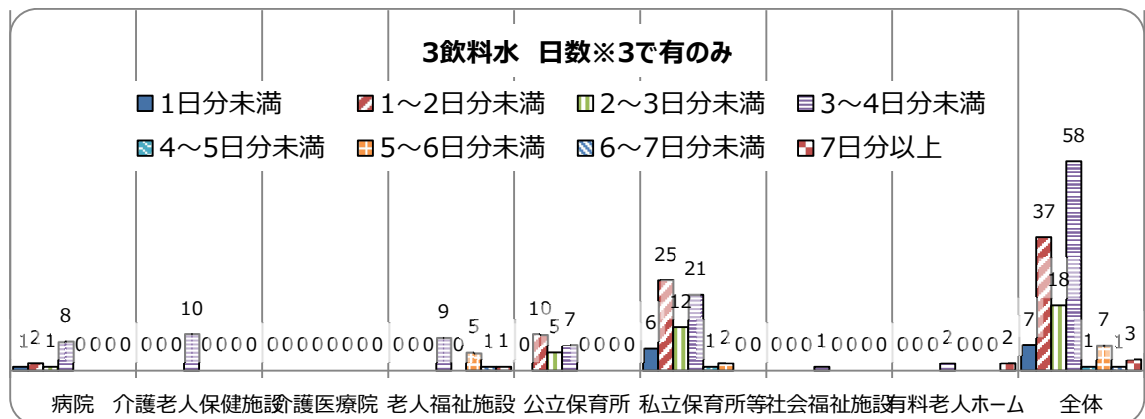
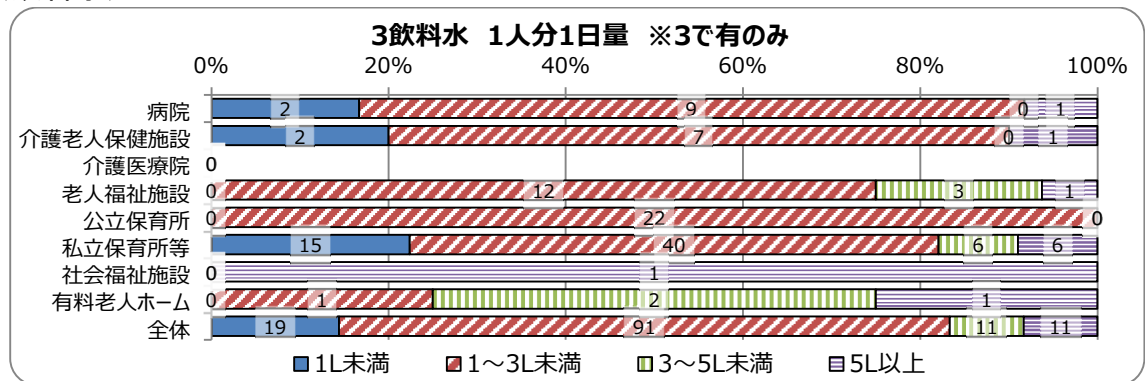
飲料水を 1 人 1 日当たり 3 リットル以上備蓄している施設は、備蓄があると答えた施設のうち 16.7%でした。

食料を 3 日分（9 食分）以上備蓄している施設は、備蓄があると答えた施設のうち 43.2%でした。保育所では、1 日分（3 食分）程度の備蓄をしているという施設が多くありました。

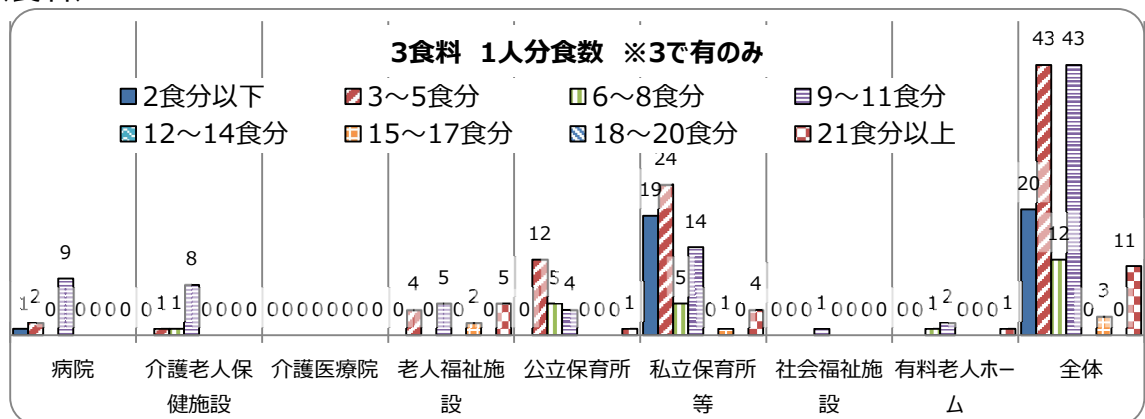
入所施設なのか、通所施設なのか、平常時に使用している量はどれくらいなのか等、施設の特性に応じて必要な備蓄量となるよう、確認をお願いいたします。



(飲料水)



(食料)

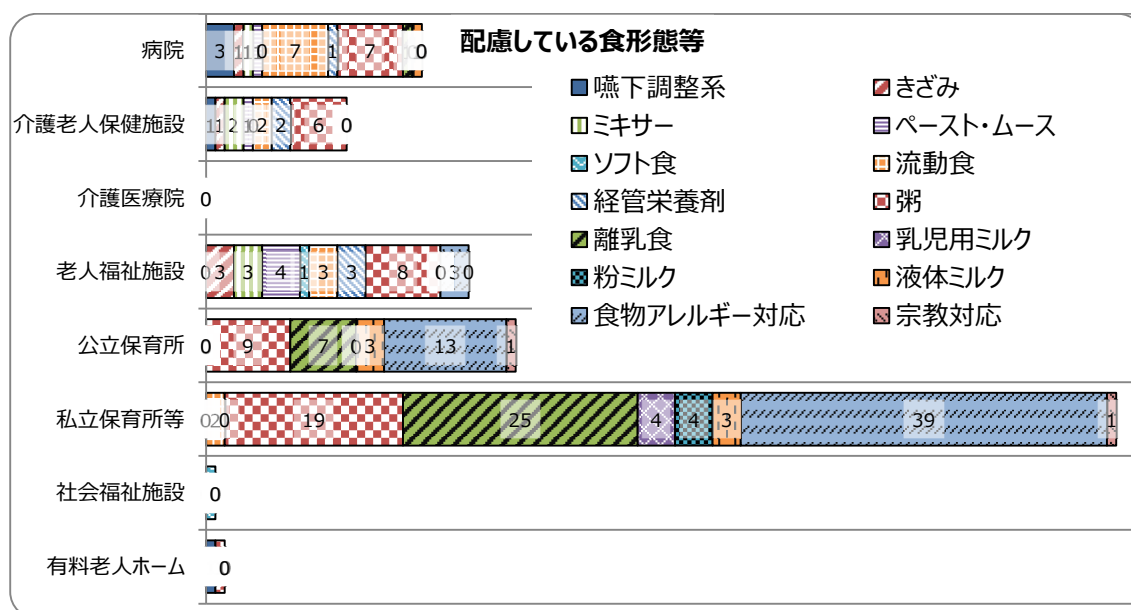
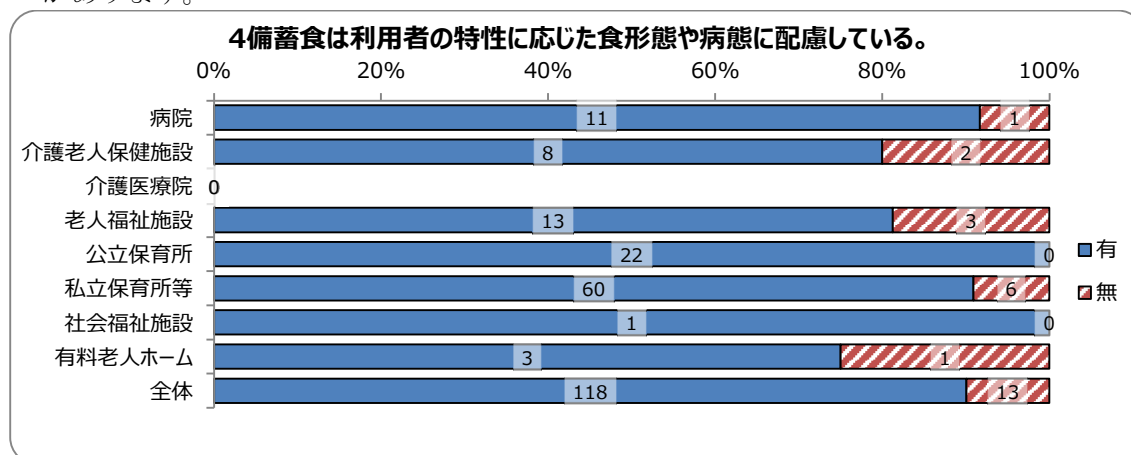


(4) 備蓄食は利用者の特性に応じた食形態や病態に配慮している。

災害時の水及び食料の備蓄がある施設のうち、利用者の特性に応じた食形態や病態に配慮した備蓄食としている施設は、全体の90.0%でした。

病院・高齢者施設では、粥やソフト食・流動食など摂食嚥下機能に配慮している施設が多かったです。保育所では、食物アレルギーや離乳食に対応している施設が多かったです。

食形態や病態に配慮した食品は、災害時には通常の食品以上に入手が困難になると考えられます。利用者の特性に合わせて、食形態や病態に配慮した備蓄食を用意する必要があります。



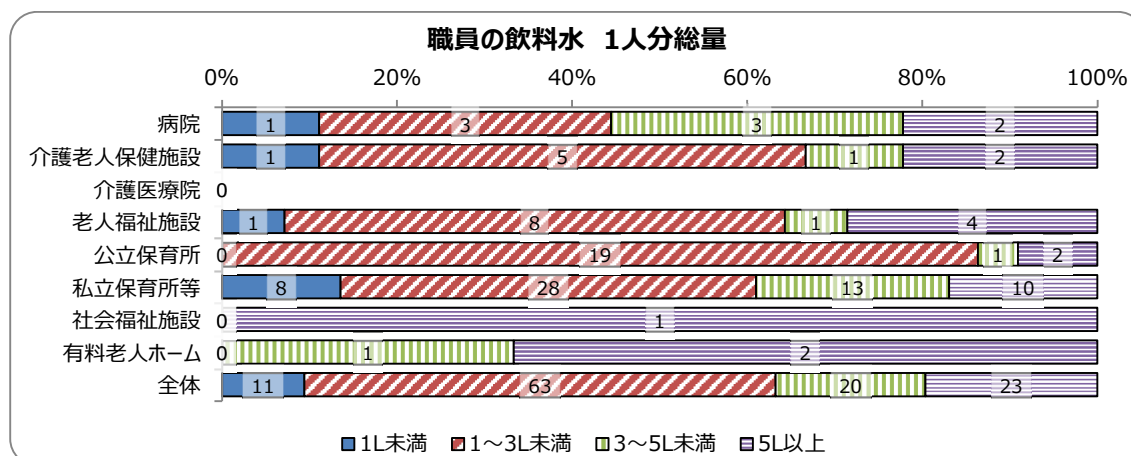
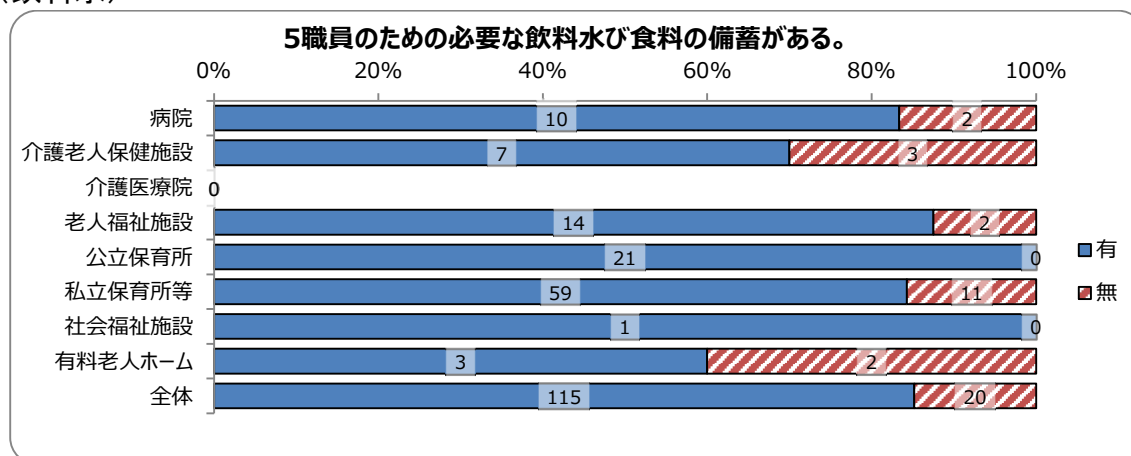
(5) 職員のための必要な飲料水及び食料の備蓄がある。

災害時に施設内で対応する職員のための必要な飲料水及び食料の備蓄があるという施設は、全体の85.2%でした。

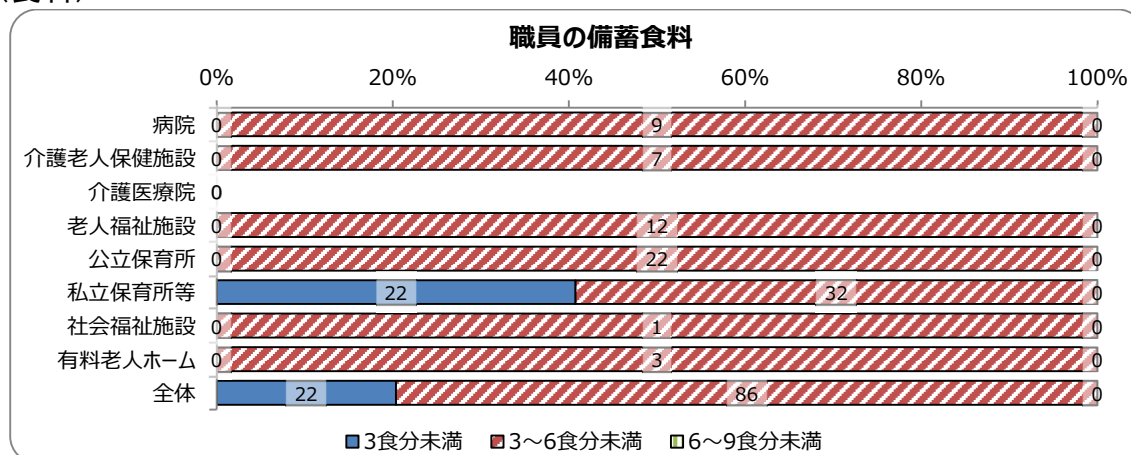
福祉施設では、災害発生時にも職員が利用者のケアを続ける必要があります。また、交通途絶やライフラインの停止等が生じた場合は、勤務時間の延長や業務内容の変更をせざるを得ない場合も考えられます。

災害時にもケアを必要とする利用者への対応を継続するため、職員が十分活動できるようにあらかじめ備蓄しておくことが重要です。

(飲料水)



(食料)

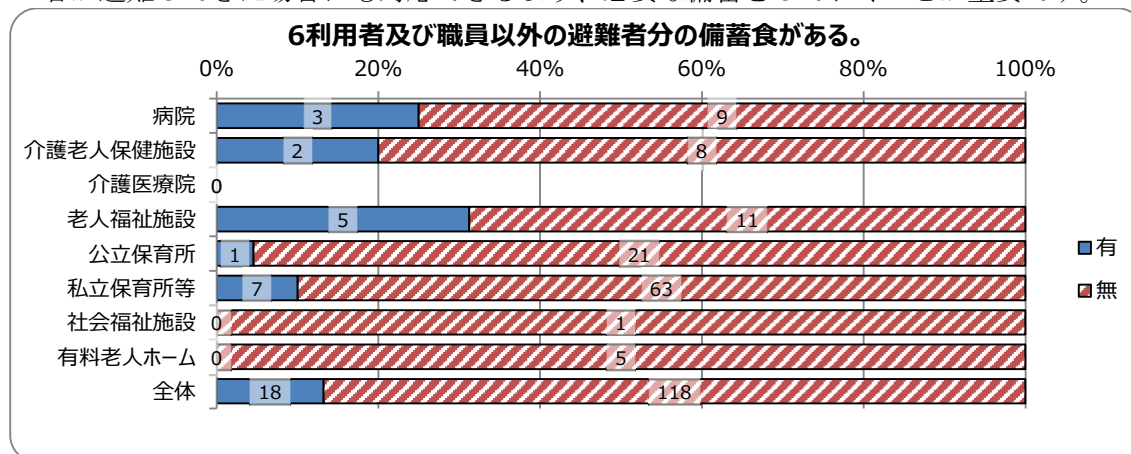


(6) 利用者及び職員以外の避難者分の備蓄食がある。

避難者分の備蓄食があるという施設は、全体の13.2%でした。

災害時には施設周辺の住宅等も同じく被災していると考えられます。指定避難場所への移動が困難な近隣住民等が施設を頼る可能性もあると考えられます。

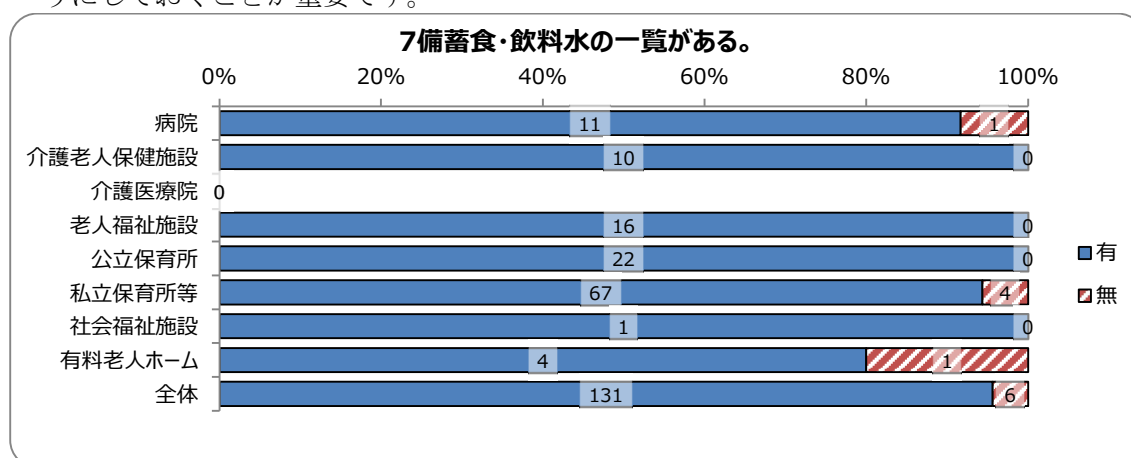
特に、福祉避難所に指定されている施設は、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者が避難してきた場合にも対応できるよう、必要な備蓄をしておくことが重要です。



(7) 備蓄食・飲料水の一覧がある。

備蓄食・飲料水の一覧があるという施設は、全体の95.6%でした。

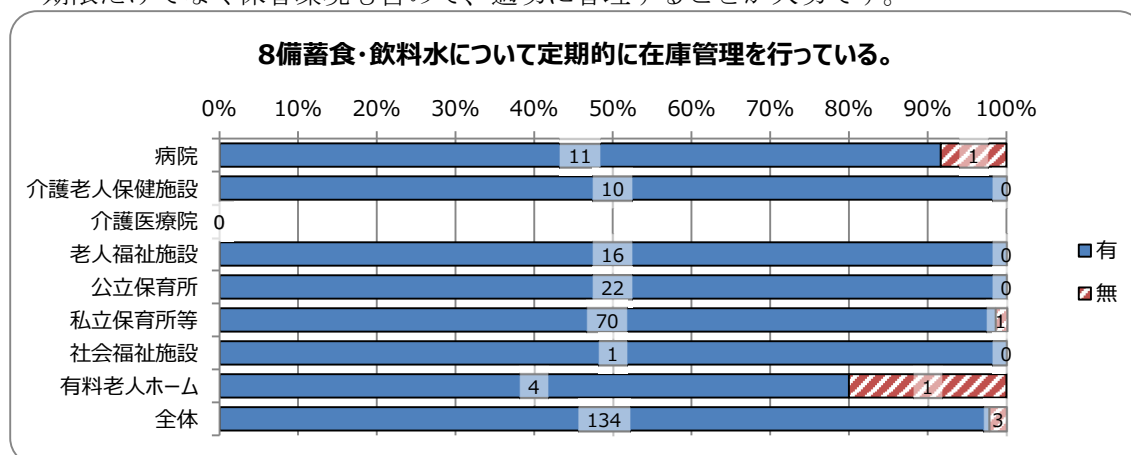
災害時には、詳しい担当者が施設内にいるとは限りません。誰でも円滑な対応ができるよう、備蓄している食料・水の種類・数量、保管場所、使用方法等がわかりやすいようにしておくことが重要です。



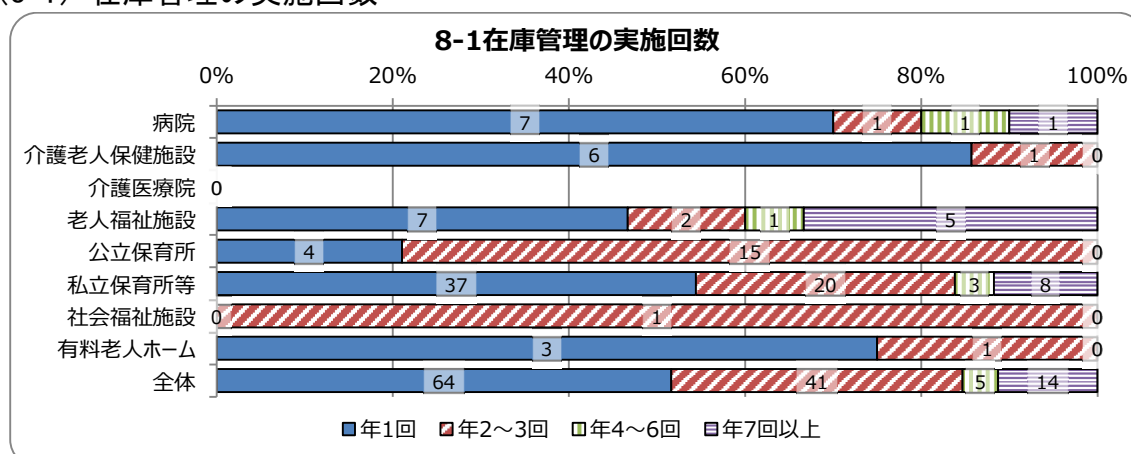
(8) 備蓄食・飲料水について定期的に在庫管理を行っている。

備蓄食・飲料水について定期的な在庫管理を行っている施設は全体の 97.8%でした。

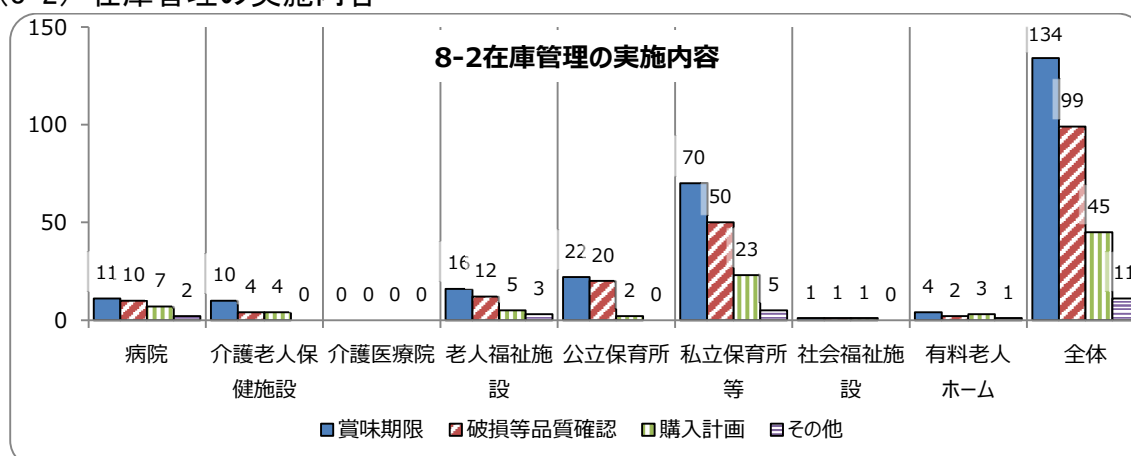
頻度としては、年 1 回程度、賞味期限について管理しているという施設が多かったです。災害用備蓄食は一般的な加工食品よりも賞味期限が長期である場合が多いですが、期限だけでなく保管環境も含めて、適切に管理することが大切です。



(8-1) 在庫管理の実施回数



(8-2) 在庫管理の実施内容

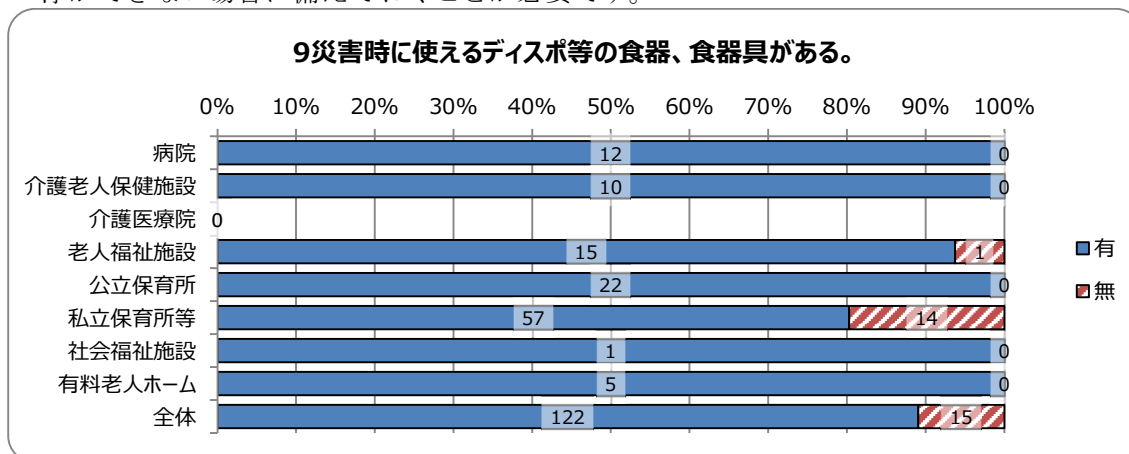


(9) 災害時に使えるディスポ（使い捨て）等の食器、食器具がある。

災害時に使えるディスポ（使い捨て）等の食器、食器具があるという施設は、全体の91.0%でした。

備蓄している食料の種類や量に合わせて、必要となる食器や食器具の種類と量も異なります。

災害時は、水道や電気・ガス等のライフラインが停止することもあり、通常の食器洗浄ができない場合に備えておく必要があります。

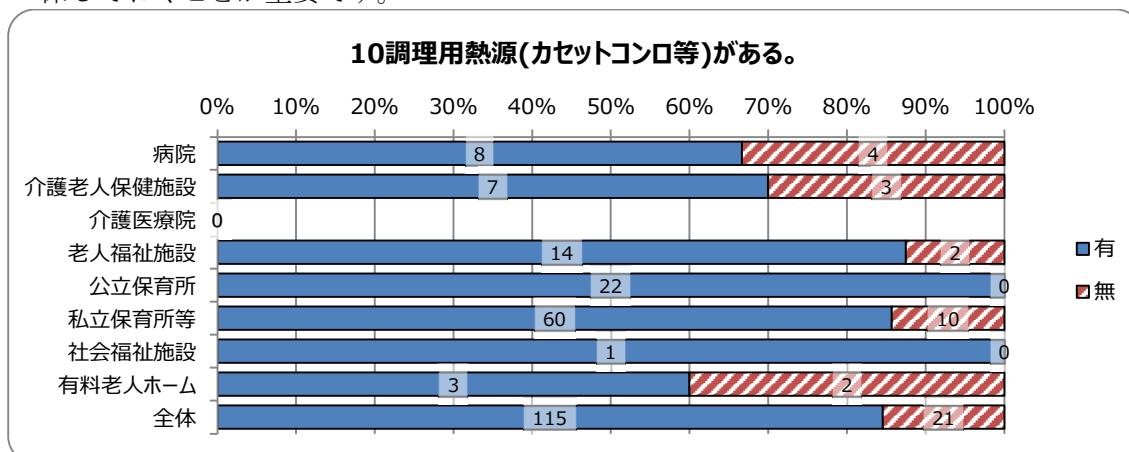


(10) 調理用熱源（カセットコンロ等）がある。

災害時の調理用熱源があるという施設は、全体の84.6%でした。

備蓄食には加熱しなくとも食べられる製品も多くありますが、電気・ガス等が停止した際にも調理用熱源があれば、在庫している通常の食品を含めて幅広く活用することが可能になります。

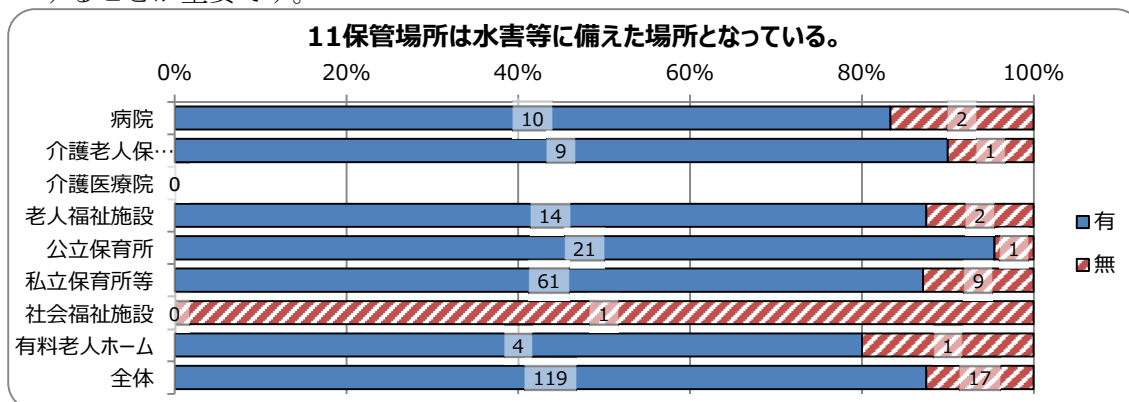
また、乳児用粉ミルクを使用する場合には湯が必要になるので、やはり調理用熱源を確保しておくことが重要です。



(11) 保管場所は水害等に備えた場所となっている。

備蓄等の保管場所は水害等に備えた場所となっているという施設は、全体の 87.5%でした。

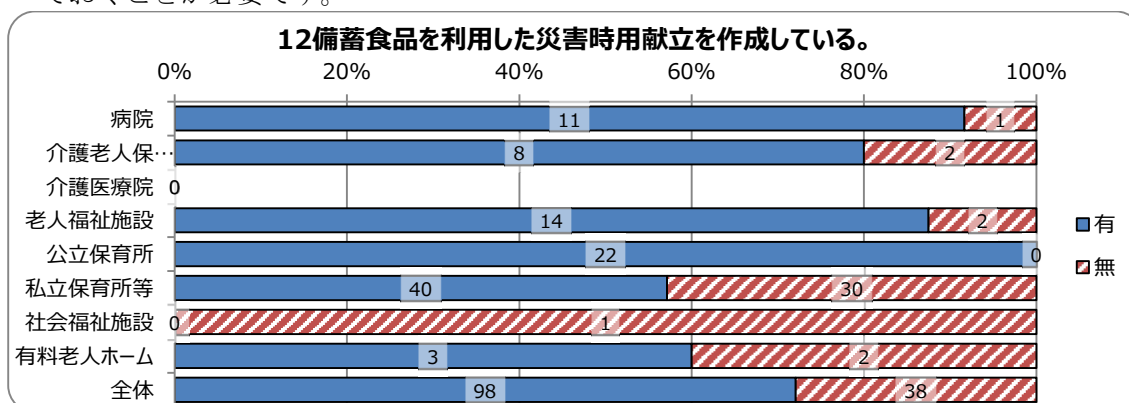
備蓄は、管理しやすいだけでなく水害等の被害を受けないように配慮した場所に保管することが重要です。



(12) 備蓄食品を利用した災害時用献立を作成している。

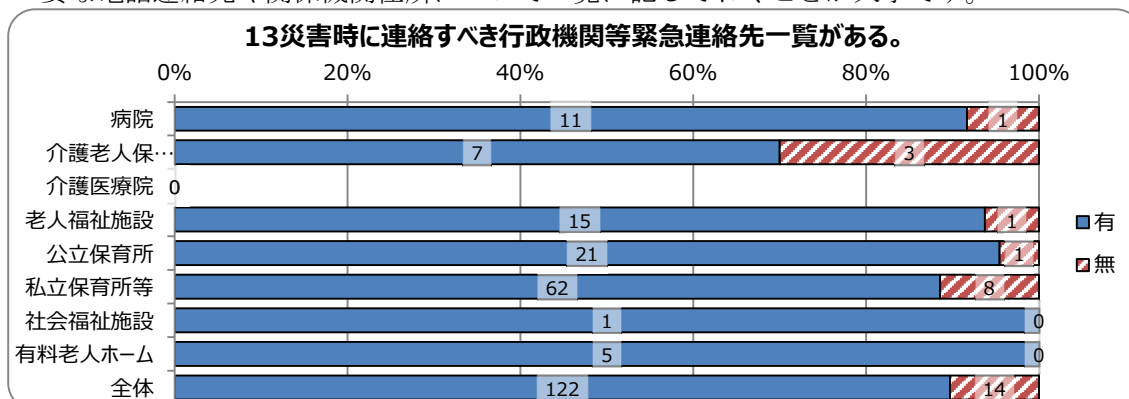
災害時用献立を作成しているという施設は、全体の 72.1%でした。病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・公立保育所では、作成している割合が特に高かったです。

災害時には、食事提供に詳しい担当者が施設内にいるとは限りません。備蓄食を使用した場合、どのような組合せが 1 食分となるのか、あらかじめ献立を作成して明確にしておく必要があります。



(13) 災害時に連絡すべき行政機関等緊急連絡先一覧がある。

災害時に連絡すべき行政機関等緊急連絡先一覧があるという施設は、全体の 89.7%でした。災害時は、停電やインターネットが不通になることも想定されます。あらかじめ必要な電話連絡先や関係機関住所について一覧に記しておくことが大事です。



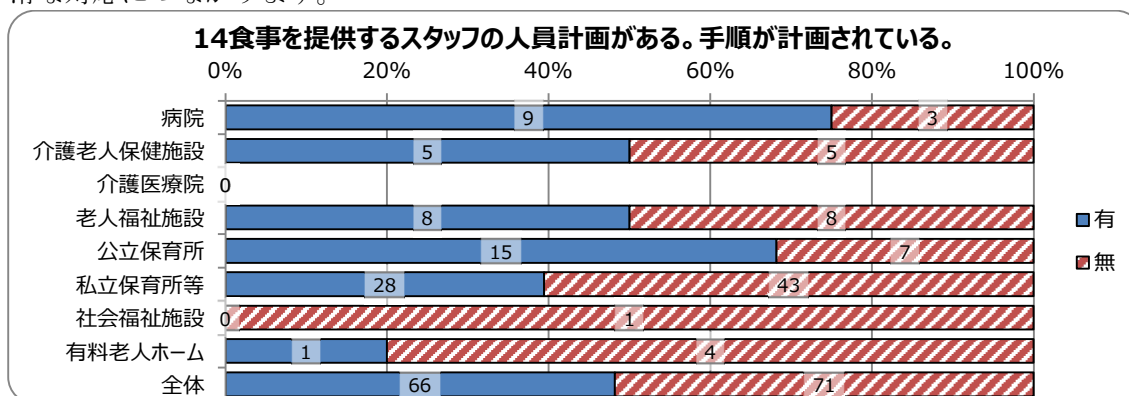
(14) 食事を提供するスタッフの人員計画がある。手順が計画されている。

※災害時に給食を提供するための必要人数と人員の参集。

「食事を提供するスタッフの人員計画がある。手順が計画されている」という施設は、全体の48.2%でした。

災害時は、交通が遮断されるなど勤務する職員の交代が困難になり、発災時施設内にいた職員の負担が大きくなりがちです。また、備蓄食の提供にあたっては、保管場所から喫食場所までの運搬、喫食準備、喫食、片付けに至るまで多くの人手と時間を要します。

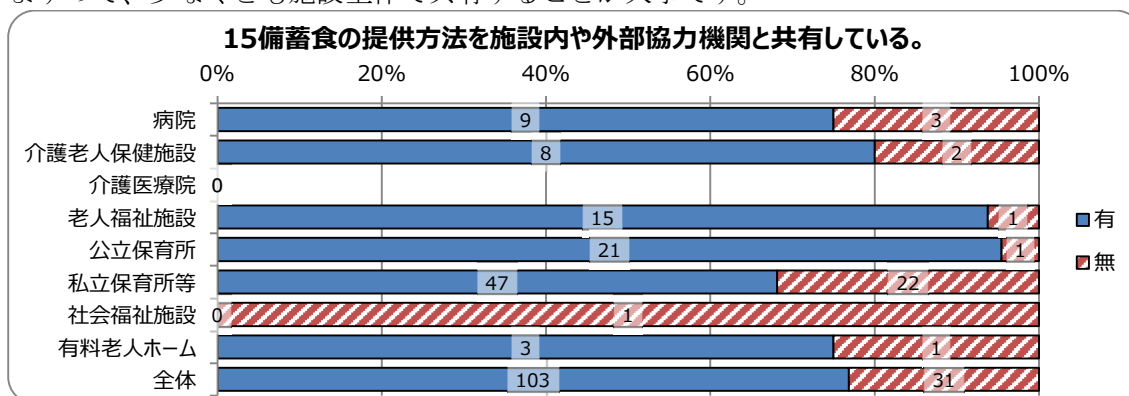
あらかじめ職員の補充や交代について検討し、計画しておくことがいざというときの円滑な対応につながります。



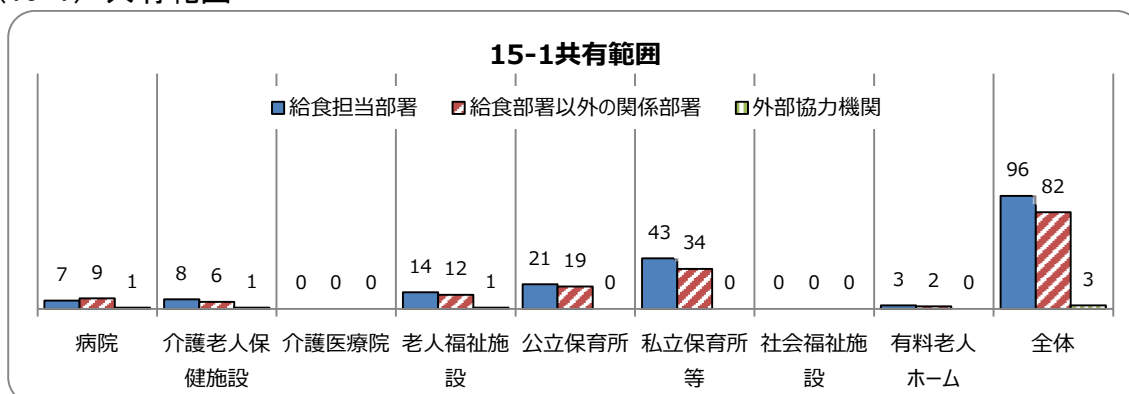
(15) 備蓄食の提供方法を施設内や外部協力機関と共有している。

「備蓄食の提供方法を施設内や外部協力機関と共有している」という施設は、全体で76.9%でした。共有範囲は、「給食担当部署」だけでなく、「給食部署以外の関係部署」とも共有している施設が多かったです。

災害時には、給食担当部署だけでは食事提供に対応する人員が不足することも想定されますので、少なくとも施設全体で共有することが大事です。

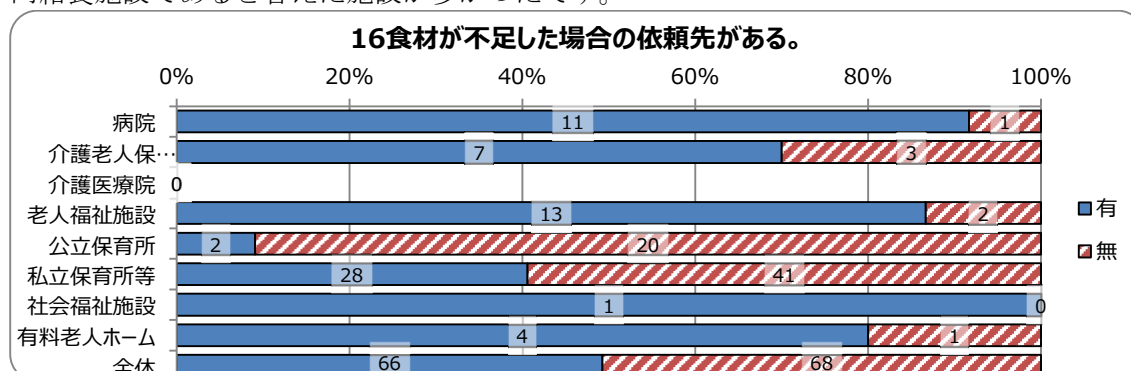


(15-1) 共有範囲

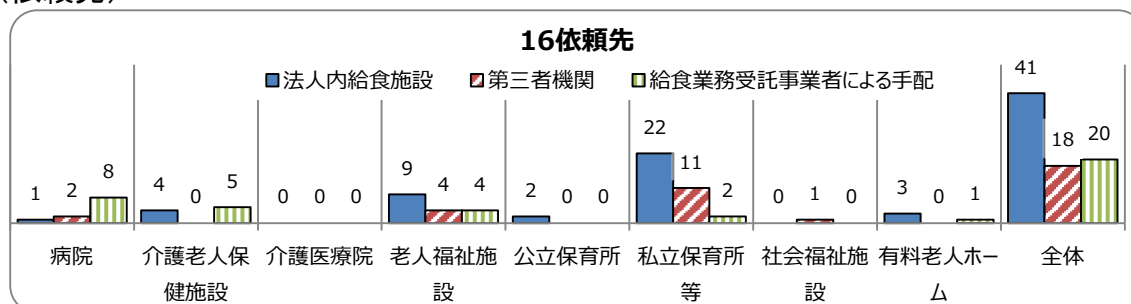


(16) 食材が不足した場合の依頼先がある。

「食材が不足した場合の依頼先がある」という施設は、全体では 49.3%でした。病院と老人福祉施設では、依頼先があるという施設の割合が高かったです。また、依頼先は、法人内給食施設であると答えた施設が多かったです。

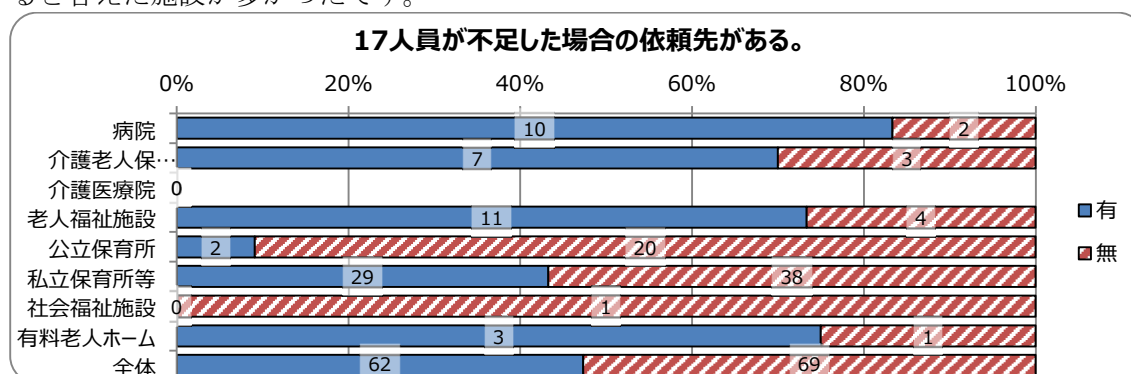


(依頼先)



(17) 人員が不足した場合の依頼先がある。

「人員が不足した場合の依頼先がある」という施設は、全体では 47.3%でした。病院と老人福祉施設では依頼先がある割合が高かったです。また、依頼先は、法人内給食施設であると答えた施設が多かったです。



(依頼先)

